

日本企業が注意すべき韓国独特の制度

- 特許及び意匠制度を中心に -

金 成 鎬*

目 次

- 1．韓国での知的財産権戦略の立て方の提案
- 2．特許，実用新案登録制度
 - (1) 二重出願制度（特許出願と実用新案登録出願を同時に）
 - (2) 特許異議申立制度（特許異議申立は特許権の設定登録日より）
 - (3) 権利範囲確認審判制度（権利範囲確認審判の活用）
 - (4) 韓国の特許法院の管轄（審決取消訴訟の専属管轄は特許法院に）
- 3．意匠登録制度
 - (1) 一部物品類に対する無審査登録制度及び複数意匠一出願制度
 - (2) 類似意匠制度
 - (3) 出願時の注意点 - その1（立体意匠の図面で斜視図は必須）
 - (4) 出願時の注意点 - その2（出願書に創作内容の要点の記載は必須）
 - (5) 出願公開制度及び補償金請求権
- 4．終わりに

1．韓国での知的財産権戦略の立て方の提案

国際的知的財産権関連紛争の増加と共に，国家別に知的財産権確保が高速化される趨勢である。国際的模倣行為に対する，より迅速でありながら，徹底的な対応の必要性が高まっている。国際的知的財産権関連紛争の対応において，最も大きな壁になっているのは，知的財産権の保護のための法制度が，国家別に相違しているという点である。

韓国の場合も，韓国特有の事情を考慮した戦略の構築が必要である。韓国特有の事情の中，除外国と区別される点の一つは，韓国と日本の間の知的財産権制度の類似性である。ドイツ法体系に基礎を置いている韓国の知的財産権法制度は日本の制度とその基本的な骨格が同じである。

したがって，日本で既に行っている戦略を韓国の法制度に合うように修正し，韓国で適用する方法を提案したい。即ち，韓国で発生した知的財産権侵害行為に対する対策については，日本国内で戦略を樹立すると

いう心得でまず戦略を作り，引き継いで韓国の法制度に合うように修正を加える方法を提案する。

例えば，韓国では一つの技術的な思想に対して，まず早期に実用新案権として登録を受け，迅速な権利行使をはかり，後に特許出願が特許決定を受ければ，実用新案権を放棄し，特許権のみを維持することが可能である。従って，ライフサイクルが短かったり，模倣品の出現が予想される技術に対しては，日本での知的財産権戦略を韓国に適用しながら，このような韓国の独特の制度を反映した修正が望まれる。

本稿では，韓国の知的財産権制度の中でも特に，特許，実用新案及び意匠制度を中心に，韓国の独特な制度を説明し，これに対する日本企業の立場からの注意点を述べることにする。添付1と添付2は，韓国と日本の特許制度及び意匠制度の主な相違点を纏めて，本稿で扱う主題を表示した。

2．特許，実用新案登録制度

- (1) 二重出願制度（特許出願と実用新案登録出願を同時に）

日本と対比される韓国の独特の制度として，同一人が特許出願と実用新案登録出願を同時に出願することができる二重出願制度がある。韓国の二重出願制度は2001年7月1日から施行されている。二重出願制度はドイツで既に採用されている制度でもある。

韓国は，日本の法と同じく実用新案出願に対して無審査登録主義を採用している。韓国の実用新案出願に対する無審査登録主義は，方式審査と基礎的要件審査のみを経た後，新規性，進歩性などの実体審査を受けずに登録が許与されるという点，第三者などに警告など権利行使をするためには，特許庁の技術評価によって登録維持決定を受けなければならないという点

* 韓国弁理士

E-mail:skim@giplaw.co.kr

等において、日本の実用新案制度と特に違わない。ただ、韓国の登録実用新案権の存続期間は出願日より10年であり、日本の場合、6年と短期間であることと比較される。

このような実用新案無審査登録主義の活用を極大化するために採択されたのが二重出願制度である。二重出願制度によれば、等しい技術的思想による発明、又は考案に対して、出願人は特許出願と実用新案登録出願を同時に進行することができる。このように、等しい発明、又は考案に対して出願された特許出願及び実用新案登録出願をいわゆる二重出願による特許出願、又は実用新案登録出願と言う。

二重出願の態様では、特許出願と実用新案登録出願を同日に行うパターンと、ある一つを先にし、残りを以後に出願するパターンがあり得る。これらを表で整理すれば、表1のようである。表1には各々の態様に対して、かつ第2出願の出願期限も整理した。

表1 二重出願の類型

	出願日	第1出願	第2出願	第2出願期限
1類型	同日	特許出願	実用新案登録出願	
2類型	同日	実用新案登録出願	特許出願	
3類型	異日	特許出願	実用新案登録出願	特許決定書謄本送達前、又は最初拒絶決定書謄本送達日より30日以内
4類型	異日	実用新案登録出願	特許出願	実用新案登録出願日より設定登録後1年以内

二重出願ができる範囲は、最初出願された内容の中で、請求範囲に記載された事項の範囲内に制限される。二重出願ができる範囲を脱した事項が二重出願に含まれたか否かは、特許出願の場合は審査段階で、実用新案出願の場合は技術評価審査段階で判断する。

特許庁は、二重出願による特許出願及び実用新案登録出願の対象に関して、具体的な規定は用意していない。ただ、特許法上の発明の定義と実用新案法上の考案の定義の規定に寄り掛かるしかないと考えられる。結局、二重出願の対象は、特許法上に定義された発明の中で、実用新案法上に定義された考案になり、その中で、物品の形象、構造、又は組合わせだけが登録対象になると見られる。従って、方法に関する発明などは二重出願の対象にはなれず、特許出願にのみ含まれ

るという点に気を付けなければならない。例えば、特許出願を基礎として実用新案登録出願を二重出願として出願する場合、即ち、表1から1類型及び3類型において、特許出願で物に関する発明と方法に関する発明を請求した場合には、実用新案登録出願の登録請求範囲で方法に関する請求項を除外しなければならない。また、実用新案登録出願を基礎として特許出願を二重出願として出願する場合、即ち、上記の表1から2類型及び4類型において、実用新案登録出願に物に関する考案を請求した場合には、特許出願の時には、その考案と同一な物に関する発明か、又は当該物に関する発明と同一性が認められる範囲内で二重出願として認められる。

二重出願された場合であっても、特許権と登録実用新案権が並立することが許容されるのではない。二重出願の中で、特許出願と実用新案出願の中である一つが先に登録され、以後に残りが特許決定、又は登録決定された場合には、先登録権利をあきらめなければ、後権利は登録されない。最も多い例が、無審査登録により実用新案出願が先に登録された後、特許出願が特許決定された場合であって、この場合は、実用新案登録をあきらめる場合に限り、特許権が設定登録されるのである。

等しい技術的思想に対して、特許出願と実用新案出願を同時に進行することができる二重出願制度によって、出願変更制度は廃止された。図1は、二重出願制度と従来法による出願変更制度の流れを比較したものである。



図1 二重出願制度と出願変更制度の比較

(2) 特許異議申立制度 (特許異議申立は特許権の設定登録日より)

韓国の特許異議申立制度によれば、特許権の設定登録日より異議申立ができる。異議申立ができる期限は、

登録公告日より3ヵ月になる日までである(2001年7月1日から施行)。

特許庁は、このような改正の趣旨に関して、特許権は設定登録により発生するので、特許権者が登録公告の以前に権利行使をする場合、権利行使を受けた者が権利行使に対応するために異議申立制度を活用するようにするためであるとしている。

表2は、韓国と日本の特許異議申立制度を比較したものである。韓国の特許異議申立制度は、審査官の合議体により審査が行われ、登録公告の後3ヵ月までで、申請期間が短期間であり、その決定に対する不服は審判を通して行われるという点から、日本の特許異議申立制度と違う。

表2 韓国と日本の特許異議申立制度

	韓 国	日 本
申請期間	特許権の設定登録日から登録公告後3月まで	特許公報の発行日から6月以内(日本特許法第113条1項)
審査主体	3人の審査官の合議体	3人または5人の審判官の合議体
不服	取消し決定に対する審判	取消し決定に対する訴え

実務的には、登録公告の以前に異議申立をする場合、特許請求範囲に設定された権利を確認するため、特許庁に出願袋取寄せをし、特許決定がされた最後の明細書と特許請求範囲を確保する必要があるだろう⁽¹⁾。

(3) 権利範囲確認審判制度(権利範囲確認審判の活用)

韓国の権利範囲確認審判とは、イ号発明が特許権の権利範囲に含まれるか否かに関する確認を特許庁に求める審判制度のことをいう。権利範囲確認審判は、特許権の効力範囲に対する特許庁の公正な見解を求めるといって判定制度と趣旨を共にする。

権利範囲確認審判の審決には、一事不再理の原則が適用され、不服が可能であるという点より、判定と差がある。権利範囲確認審判の審決は、韓国の法院を拘束できない。

韓国では、特許侵害と関連した当事者間の紛争において、権利範囲確認審判が広く活用されている実情である。表3は、1999年から2001年までの特許及び実用新案に対する無効審判及び権利範囲確認審判、又は判定の請求件数を表している。韓国の特許無効審判請求

件数が200件の内外である点を勘案すると、権利範囲確認審判請求件数が150件の内外であることは、日本の判定申請件数に比べ、比較的多いことが分かる。このように、特許侵害の可否に対して、法院を拘束できない権利範囲確認審判が多く活用される理由は、費用が低廉である点、不服が可能である点、かつ法院が権利範囲確認審判の審決を相当信頼しているという現実的な理由のためではないかと考えられる。

表3 年度別審判請求件数 特許(実用新案)

年度	韓国 ⁽²⁾		日本 ⁽³⁾	
	無効審判	権利範囲確認審判	無効審判	判定
1999	132(201)	121(189)	193(109)	56(17)
2000	193(218)	157(162)	296(95)	78(43)
2001	209(331)	152(218)	283(60)	75(23)

(4) 韓国の特許法院の管轄(審決取消訴訟の専属管轄は特許法院に)

韓国の場合、特許庁の審判院で行った審決、又は決定に対する不服訴訟は、特許法院の専属管轄になっている。そして、特許法院の判決に対して、日本の最高裁判所にあたる大法院に上告することができる。韓国の特許法院は、日本において東京高等裁判所の知的財産権担当の専門裁判部に当たり、審級上の位置や手続きにおいて大きな差はない。

韓国の特許法院の特徴の一つは、技術審理官制度である。裁判部が必要であると認める場合には、決定で技術審理官が訴訟の審理に参加できるようにしている(法院組織法第54条の2)。技術審理官は、準備手続き及び弁論期日の審理に参加することができ、裁判長、又は受命法官の許可を得て技術的な事項に関して訴訟関係人に質問できる。

3. 意匠登録制度

(1) 一部物品類に対する無審査登録制度及び複数意匠一出願制度

韓国の意匠法では、ライフサイクルが短かったり、開発速度が迅速なデザインに関する品目に対して、方式審査などを経た後、実体審査を受けずに登録される、いわゆる一部無審査登録制度を選んでいる。無審査登録の対象になる物品に関する意匠出願を無審査登録出願と言う。無審査登録の対象は、産業資源部令が定める物品に限定される。現在、産業資源部令が定め

る無審査登録出願の対象は、大分類 B1（衣服等）、C1（寝具等）、F3（事務用紙等）、F4（包装紙等）、L1（織物紙等）類である。韓国の意匠法の施行規則に定められている物品類の中、無審査登録の対象になる物品類を表示すれば表4のようである。従って、日本に出願した意匠が上記物品類に当たる場合、韓国意匠出願時、意匠無審査登録出願をしなければならない。

表4 無審査登録の対象

	物品群	大分類
A	製造食品及び嗜好品	
B	衣服及び身の回り品	B1（衣服等）
C	生活用品	C1（寝具等）
D	住宅設備用品	
E	趣味娯楽用品及び運動競技用品	
F	事務用品及び販売用品	F3（事務用紙） F4（包装紙等）
G	運輸及び運搬機械	
H	電気電子機械器具及び通信機械器具	
I	一般機械器具	
J	産業用機械器具	
K	土木建築用品	
L	その他の基礎製品	L1（織物紙）
M	他グループに属さない物品	

また、無審査登録出願は、複数の意匠を一出願として出願することが可能である（韓国意匠法第11条の3）。このような複数意匠一出願が可能な範囲は、等しい大分類内の物品に対して20個の意匠までである。無審査登録の対象になる物品に関する意匠出願は、登録公告されるし、誰でも異議申立ができる。

無審査登録された意匠の意匠権は、権利の範囲と行使方法において、審査登録された意匠権と大きな差はない。

表5 無審査登録出願と審査登録出願

韓国		日本
無審査登録出願	審査登録出願	審査主義
一部物品類 複数意匠一出願 異議申立	出願公開申込可能 補償金請求権	

(2) 類似意匠制度

日本では、平成10年の改正法により、類似意匠制度から、関連意匠制度に変わった。類似意匠制度とは、自己の先登録、又は出願意匠にのみ類似の意匠に対して類似意匠出願をする場合のみ、登録を受けることが

できる制度のことをいう。関連意匠制度とは、自己の出願意匠と、これと類似の意匠を同日に出願する場合に限り、類似の意匠を関連意匠として登録を受けることができるようにする制度のことをいう。日本で類似意匠制度を廃止し、関連意匠制度を創設することになった趣旨は、従来の類似意匠の意匠権の独自の効力範囲が事実上認められなかった状況に対して、パリエーションのデザインのように、二つ以上の互いに類似した意匠に対して、互いに同等に、かつ個別に保護する必要があるという産業界からの要請に応ずるためであると理解している⁽⁴⁾。

韓国では、類似意匠制度を採用しており、その出願手続きや効力において、日本の旧法の類似意匠制度とほぼ同じである。即ち、類似意匠の意匠権は、その基本になる意匠の意匠権と合体される（韓国意匠法第42条）。

表6 韓国の類似意匠制度と日本の関連意匠制度

	韓国	日本
	類似意匠	関連意匠
規定	韓国意匠法第7条	日本意匠法第10条
対象	自己の登録意匠又は意匠登録出願に係る意匠（基本意匠）に類似する意匠	自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠（本意匠）にのみ類似する意匠
制限	基本意匠の出願又は登録中	本意匠の意匠登録出願の日と同日付
権利	基本意匠の意匠権と合体	関連意匠の意匠権は、本意匠の意匠権とは独立、独自の権利範囲
移転	分離移転禁止	分離移転禁止

韓国では、類似意匠権の効力と関連し、基本意匠の権利範囲を確認するのみであり、基本意匠の権利範囲を超過できないという見解と、独自の権利の幅を持ち、類似意匠にのみ類似な範囲も類似意匠権の権利の幅に含まれるという見解とがある。判決においても、前者⁽⁵⁾と後者⁽⁶⁾の立場を支持する判例が並存している。ただ、類似意匠も独自の権利の幅を持つという後者の見解が多数説であり、最近の韓国の特許法院の判決によっても支持されている実情である。

実務上、日本で、本意匠と、これと類似した意匠を関連意匠として出願した後、これら本意匠と関連意匠に対して、優先権主張をし、韓国に意匠出願をする場合の扱いが問題になり得る。この場合、これら二つの意匠全てを韓国で登録を受けるためには、日本での本意匠、又は関連意匠の中、どの一つを基本意匠とし、

残りを類似意匠として出願しなければならない。

(3) 出願時の注意点 - その 1 (立体意匠の図面で斜視図は必須)

韓国の意匠制度においては、立体意匠の図面において、斜視図を必須に提出しなければならない。即ち、意匠出願の際、図面には斜視図を先に図示し、正投影図法による 6 面図と、その他に必要な図面を図示しなければならない(韓国意匠法施行規則第 5 条 5 項)。日本での意匠出願の場合、正投影図法により 6 面図を必須とし、6 面図のみではその意匠を十分表現することができない時は斜視図などを提出するようにしたことと比較される。

このような韓日間の意匠出願実務上の差によって、日本の意匠出願を基礎にして優先権主張をして韓国に意匠出願をする場合、斜視図を再度作成しなければならないなどの不便のある場合がある。従って、出願の際の追加費用と時間の負担を軽減するため、韓国に意匠出願を計画している意匠に対しては、日本出願用の図面作成の時から斜視図を作成しておいた方が良くだろう。

(4) 出願時の注意点 - その 2 (出願書に創作内容の要点の記載は必須)

日本意匠法によれば、意匠登録出願時、意匠登録出願書と図面を提出しつつ、願書では出願人、創作者の名称などと共に意匠に関する物品を必須に記載し(日本意匠法第 6 条)、意匠に関する物品の説明と意匠の説明を附加的に記載するようにしている。また、日本意匠法施行規則に定められたことによれば、「特徴記載書」は任意記載事項である。

一方、韓国意匠法によれば、意匠登録出願時、願書と図面を提出しつつ、願書では出願人、創作者の名称などを記載し、図面では、(ア)意匠の対象になる物品(イ)意匠の説明、及び(ウ)創作内容の要点を共に記載することを必須としている。

韓国意匠法によれば、「意匠の説明」は意匠の権利範囲判断の一基準になる一方、「創作内容の要点」は意匠の権利範囲判断の根拠にはならないと規定している。「創作内容の要点」は意匠権の権利範囲には及ばないが、創作内容の要点の記載が抜けた場合、方式違反として不受理処分になる可能性がある。よって、韓国に

おける意匠出願時には必ず創作内容の要点を記載しなければならないという点を注意しなければならない。

(5) 出願公開制度及び補償金請求権

韓国で一部の物品類に対して、無審査登録主義を採用しているのは上述した通りである。それと共に、審査登録出願に対しては、申請による出願公開制度を導入し、出願人に補償金請求権を付与している。

意匠審査登録出願人は、自分の意匠登録出願に対して最初の査定謄本の送達を受け取る前まで公開申込ができる。公開の後、同一または類似の意匠を業として実施した者に書面にて警告することができ、補償金請求権を行使することができる。

4. 終わりに

以上、韓国と日本の特許、実用新案、及び意匠制度において、いくつかの相違する制度の概要と、日本企業の立場からの注意点を簡略に説明した。

韓国と日本の制度上の相違点を調査して整理することは、日本の企業が韓国で知的財産権の戦略を立てる際に活用するためであるということは、既に 1 章で説明した通りである。即ち、日本の企業が今まで構築してきた日本国内での戦略を、一部のみ修正すれば、韓国でそのまま活用できるのではないかという考えが本稿の始点であったのである。しかし、本稿で十分扱うことができなかつた内容が多いことも残念である。尚、本稿で扱うことができなかつた商標法と不正競争防止法を、両国間で比較してみることも、機会があれば扱ってみたい。

何卒、読者の皆様が、今後、韓国で知的財産権の戦略を構築するにあたって、拙稿の内容が多少なりとも参考になればと願っている。

注

- (1) 韓国の特許庁に出願明細書の最終本申請ができ、出願公開された以降ならば、誰でも申請できるようになっている。
- (2) 韓国特許庁、2002 年知識財産通計年報
- (3) 日本特許庁、特許行政年次報告書 2002 年版
- (4) 日本特許庁、平成 10 年改正意匠法意匠審査運用基準 42 頁
- (5) 韓国大法院、1995.6.30 宣告、94フ1749 判決
- (6) 韓国大法院、1989.8.9 宣告、89フ25 判決、特許法院、2000.2.17 宣告、99ヒヨ5265 判決

添付1：韓国と日本の特許制度の主な相違点

		韓 国	日 本	本稿の内容
特許要件	発明性 産業上利用可能性			
	新規性	公然実施は国内主義	完全国際主義	
	進歩性 先願主義 拡大された先願			
特許出願	二重出願	実用新案と二重出願可能	特許と実用新案との出願の変更	2(1)
	外国語書面による 出願制度	なし	外国語書面による出願制度	
	請求項記載方式	多数項引用項を引用する多数項引用 項記載不許容	多数項引用項を引用する多数項 引用項記載可能	
審査	出願公開 審査請求 登録公告	審査請求期限：出願日から5年	審査請求期限：出願日から3年	
	異議申立	特許権の設定登録日から登録公告 後3月まで 審査官の合議体 取消し決定に対する審判	特許公報の発行日から6月以 内 審判官の合議体 取消し決定に対する訴え	2(2)
特許権	特許権の権利範囲 特許権の制限 実施権	登録実用新案権の存続期間：出願日か ら10年	登録実用新案権の存続期間：出願 日から6年	
侵害に対 する救済	間接侵害 過失推定 生産方法の推定 損害額の推定			
	侵害罪	7年以下の懲役または1億ウォン以 下の罰金 親告罪	5年以下の懲役または1億5千 万円以下の罰金 非親告罪	
審判及び 訴訟	無効審判 訂正審判			
	権利範囲確認	権利範囲確認審判	判定	2(3)
	審決取消し訴訟	特許裁判所	東京高等裁判所	2(4)

添付2：韓国と日本の意匠制度の主な相違点

		韓 国	日 本	本稿の内容
登録要件	意匠性 工業上利用可能性 新規性，創作容易性 先願主義 拡大された先願			
意匠出願	出願時必要事項	図面：斜視図，正投影図法による6 面図 創作内容の要点必須記載	正投影図法による6面図 特徴記載書任意記載	3(3) 3(4)
	出願の種類	無審査登録出願 複数意匠一出願可能	審査主義 一意匠一出願	3(1)
	部分意匠 組物の意匠 秘密意匠	31類の物品類	56類の物品類	
	関連意匠	類似意匠制度	関連意匠制度	3(2)
審査	審査主義	物品によって審査と無審査の混用	審査主義	3(1)
	出願の変更	類似意匠出願と独立意匠出願間 無審査登録出願と審査登録出願間	関連意匠出願と独立意匠出願間 なし	
	出願公開	審査登録出願の出願公開申請	なし	3(1)
	異議申立	無審査登録出願の異議申立	なし	3(1)
意匠権	意匠権の権利範囲 意匠権の制限 実施権			
侵害に対 する救済	間接侵害 過失推定 損害額の推定			
	侵害罪			
審判及び 訴訟	無効審判			
	権利範囲確認	権利範囲確認審判	判定	
	審決取消し訴訟	特許裁判所	東京高等裁判所	

(原稿受領 2003.2.7)